

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/2/19号 (No. 563)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、「CNIPA など 8 部門、大学や科学研究機関の専利活用に向けた作業計画を公表」と題する記事を作成しました。

本記事は、2月4日に国家知識産権局（CNIPA）等が発表した「大学および科学研究機関における既存専利の活性化作業計画」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

- 【香港発中国創新 IP 情報】 CNIPA など 8 部門、大学や科学研究機関の専利活用に向けた作業計画を公表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240206.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

- 法律・法規等

1. 国家知識産権局、改正「行政復議規程」で一般向け意見募集(国家知識産権網 2024年2月7日)

- 中央政府の動き

1. 中央1号文件発表、種子産業の振興と知財保護に注力(中国政府網 2024年2月12日)
2. 国家知識産権局、知財行政保護の指導事例を発表 = 地方執行機関への指導と統一基準の強化(国家知識産権網 2024年2月6日)
3. 大学と科学研究機関の特許活用促進へ 国家知識産権局など8部門が活動計画を発表(中国保護知識産権網 2024年2月6日)
4. 中国、「外資24条」政策の実施状況を公表 = ビジネス環境の最適化に向けた進捗(国家市場監管総局公式サイト 2024年2月5日)
5. 「中華老字号」の第3弾リスト、新たに382ブランドを認定(中国政府網 2024年2月1日)

- 地方政府の動き

【華東地域】

1. 杭州市にデジタル経済産業知的財産保護センター設立(中国知識産権资讯网 2024年2月8日)
2. 寧波市、知的財産権保険による革新支援を強化 (中国保護知識産権網 2024年2月8日)

3. 江蘇省の専利代理機関が 1000 社を突破 国内で 3 番目(江蘇省知識産権局公式サイト 2024 年 2 月 7 日)
4. 上海市知識産権局、シーメンスヘルシニアーズ訪問で交流強化(上海市知識産権局公式サイト 2024 年 2 月 4 日)
5. 安徽省、昨年の知的財産権担保融資が 334 億元 前年比 78.43%増 (中国保護知識産権網 2024 年 2 月 4 日)
6. 福建省、外商投資誘致の強化に向けた新政策を発表 知的財産権保護を強化(福建省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 2 月 2 日)

○ 司法関連の動き

1. JETRO 香港事務所、海南自由貿易港知識産権法院を訪問(海南自由貿易港知識産権法院 Wechat 公式アカウント 2024 年 2 月 8 日)
2. 大陸部と香港、司法協力を強化する新たな取り決めが発効(中国法院網 2024 年 2 月 7 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 全国の公安機関、昨年に 4 万件の知財侵害と模倣品犯罪事件を摘発(中国保護知識産権網 2024 年 2 月 4 日)

【華北地域】

2. 北京と海南の法執行部門、著作権侵害事件に共同対応(国家知識産権戦略網 2024 年 2 月 7 日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. 北京の外資系研究開発センター、107 か所に(北京市政府公式サイト 2024 年 1 月 17 日)

○ 統計関連

1. 中国の農業植物新品種が 3 万件突破 自主的育成品種が 9 割以上(中国保護知識産権網 2024 年 2 月 7 日)
2. 中国知的財産権証券化市場、規模が 300 億元を超える(中国保護知識産権網 2024 年 2 月 4 日)
3. 中国サービス貿易、2023 年に過去最高を記録 知識集約型サービスが牽引(中国政府網 2024 年 2 月 2 日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

- ★★★1. 国家知識産権局、改正「行政復議規程」で一般向け意見募集★★★

立法の公開性と透明性を高め、立法の質を向上させるため、中国国家知識産権局（CNIPA）は2月7日、改正「国家知識産権局行政復議規程」の意見募集稿およびその改正説明を公表し、社会各界からの意見募集を始めた。意見募集稿と改正説明は、国家知識産権局の公式ウェブサイトと WeChat 公式アカウントに掲載されている。

意見募集の締切日は3月9日。以下の方式で意見を提出することができる。

▽ 電子メール tiaofasi@cnipa.gov.cn

▽ FAX 010-62083681

▽ 書簡 北京市海淀区西土城路6号国家知識産権局条法司総合業務処 〒100088（封筒の左下に「国家知識産権局行政復議規程」と明記してください）

（出典：国家知識産権網 2024年2月7日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/2/7/art_75_190214.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 中央1号文件発表、種子産業の振興と知財保護に注力★★★

中国政府は2月3日、毎年年初に発令する最重要の政策文書「中央1号文件」を発表した。この文書では、種子産業の振興、種子産業の研究開発と応用の連携メカニズムの完備、種源のコア技術の難関攻略の強化、自主優良品種の選択・育成・普及の加速化が掲げられている。

農業農村部植物新品種保護弁公室の関係責任者によると、改正された「種子法」には、植物新品種の保護範囲の拡大、本質的派生品種（EDV）制度の導入、権利侵害と偽造行為に対する取り締まりと罰則の強化、イノベーションの奨励が含まれている。

さらに、農業農村部は最高人民法院と「種子産業知的財産権保護に関する協力覚書」を締結。種子関連の権利侵害紛争案件の審理に関する司法解釈や指導意見の作成、行政法執行と司法保護の連携強化に取り組んでいる。

（出典：中国政府網 2024年2月12日）

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202402/content_6931394.htm

★★★2. 国家知識産権局、知財行政保護の指導事例を発表 = 地方執行機関への指導と統一基準の強化★★★

知的財産権保護の全面的強化に向けて、統一的な法執行基準の確立と案件処理レベルの向上、知的財産権の行政保護業務の指導強化を目指し、2023年12月15日、国家知識産権局（CNIPA）は第3弾の知的財産権行政保護指導事例（9～11号）を発表した。

この3つの事例は、それぞれ特許の無効後の行政裁決の処理、商標侵害事件の処理における行政処罰と行政調停の連携、市場主催者が商標侵害行為に便宜を提供することの認定に関連している。これらの事例は、地方の知財法執行機関が類似の案件を処理する際に普遍的で、指導的な意義を持っている。

国家知識産権局は、地方の知的財産権に関する法執行機関が類似の案件をより効果的に処理でき

るように、これらの指導事例の中で、事例の選定の経緯、指導的な意義、案件の要点などについて詳細な解説と説明を行った。これにより、知的財産権の保護と法執行の質の向上が期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024年2月6日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/2/6/art_66_190198.html

★★★3. 大学と科学研究機関の特許活用促進へ 国家知識産権局など 8 部門が活動計画を発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）をはじめとする 8 部門はこのほど、「大学及び科学研究機関の保有特許の活用に関する活動計画」を共同で発表した。この計画の目的は、大学や科学研究機関が保有する特許の活用を促進し、新たな特許の質的向上を継続的に推進し、特許の転化と産業化を加速させることにある。

具体的には、2024 年末までに、大学や科学研究機関が保有する未活用の有効特許を全面的に整理すること、2025 年末までに価値の高い特許の活用を加速し、産業ニーズに合致する特許の創造と活用メカニズムを構築することが提案されている。また、この計画は、大学と科学研究機関の特許の産業化率と実施率を顕著に向上させ、特許を現実の生産力へと転化することを目指している。

この目的を達成するために、計画は既に保有している特許の活用と新たな特許の質的向上の両面からの取り組みを要求している。具体的には、企業との有効な連携を基盤に、大学と科学研究機関が産業ニーズに合致する価値の高い特許をより多く形成するよう導かれる。

さらに、計画は関連する具体的な任務も提案しており、その一つとして、国家專利ナビゲーション総合サービスプラットフォームに対し、大学と科学研究機関の保有する有効特許に基づいて、データベースを構築するよう要請している。

(出典：中国保護知識産権網 2024年2月6日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202402/1984032.html>

★★★4. 中国、「外資 24 条」政策の実施状況を公表＝ビジネス環境の最適化に向けた進捗★★★

国務院新聞弁公室は 2 月 5 日、市場化、法治化、国際化の一流のビジネス環境構築に関する政策定例ブリーフィングを行った。商務部外国投資管理司の朱氷司長は、昨年 8 月に国務院が発表した「外商投資環境のさらなる最適化と外商投資誘致の強化に関する意見」、通称「外資 24 条」の実施状況について紹介した。

朱司長によると、商務部は関連部門と共に、「外資 24 条」の実施状況について段階的に整理・評価を行い、アンケート調査や座談会を通じて外資系企業の評価を聞き取った。その結果、全体的に見て 6 割以上の政策措置が実施済みか、積極的な進展を見せていることが明らかになった。また、圧倒的多数の外資系企業からは全体的に良好な評価が寄せられている。

朱司長はさらに、「外資 24 条」に含まれる 59 項目の措置に関して、既に完了したのは 10 項目、段階的な進展を遂げたのは 28 項目であり、現在も継続して推進中のものは 21 項目であると説明した。これには、長期にわたる持続的な作業も含まれており、例えば国家知識産権局は、展示会期間中に知

的財産権サービス保障ワークステーションを設置するよう地方に対して指導・支援を行っている。このワークステーションでは、特許の優先審査受付、知的財産権の保護、総合的な相談受付などのサービスが提供されている。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2024年2月5日)

https://www.samr.gov.cn/xw/xwfbt/art/2024/art_0506b73e4dc747089baaca41b0860d03.html

★★★5. 「中華老字号」の第3弾リスト、新たに382ブランドを認定★★★

2月1日、商務部を含む中国政府の5部門は、北京の慶豊包子、天津の妙衆堂、上海の英雄など、中国の伝統的なブランドを象徴する「中華老字号」（中華老舗）の第3弾リストを発表した。今回新たに「中華老字号」として正式に認定されたのは382ブランドであり、全国の老舗数は合計1455軒に達した。

2023年2月、中国では「中華老字号」のモデル活動が開始された。これは、2006年と2011年にそれぞれ認定された中華老字号の再審査と、新たな第3弾の中華老字号の認定を同時に進めるものである。これまでの再審査の結果、55のブランドが中華老字号のリストから外され、73のブランドには6ヶ月以内の改善が求められた。そして、2023年12月21日には、商務部が新たな中華老字号の認定候補として388のブランドのリストを社会に公示した。

商務部の何亜東報道官は、同日に行われた定例記者会見で、老舗ブランドの伝統の維持と時代の変化に合わせた革新の融合を推し進め、国産の「トレンド商品」消費を促進していく方針を示した。今後も、これらの老舗ブランドは、伝統を守りつつ時代に適応する革新を続け、中国経済の発展に貢献していくことが期待される。

(出典：中国政府網 2024年2月1日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202402/content_6929516.htm

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 杭州市にデジタル経済産業知的財産保護センター設立★★★

浙江省杭州市にて先日、デジタル経済産業知的財産保護センターが設立された。杭州市の政府関係者や、デジタル経済企業、海外知財保護機関の関係者が銘板除幕式に出席し、この新たな取り組みが始動した。

同センターの主な役割は、デジタル経済産業に向けた特許の予備審査の実施などである。これにより、杭州市のデジタル経済産業における知的財産権の保護が強化され、地元企業による技術開発が促進されることが期待される。また、センターはデータ知的財産権の保護と運用に関する試行プログラムの実施、デジタル経済産業における知財保護体制の改革推進、海外における知財紛争対応メカニズムの整備などにも注力し、杭州市のデジタル経済産業の知的財産権を守る橋頭堡とメインプラットフォームを築き上げるよう取り組む方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2024年2月8日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=139246

★★★2. 寧波市、知的財産権保険による革新支援を強化 ★★★

昨年末時点で、浙江省寧波市の知的財産権保険は、千社以上の企業の約1万件の商標と3000件以上の特許に最後の保護を提供しており、累計保険額は10億7000万元に達した。また、73件の請求が行われ、合計162万8000元の保険金が給付された。

寧波市は革新を奨励するため、知的財産権保険の改革を絶えず深化させ、一連の「全国初」「全省初」の保険を次々に打ち出している。寧波市知的財産権保険運営サービスセンターの責任者によると、「現在、寧波市では知的財産権保険商品を16種類開発し、発売している。その中で、全国初の商品が6種類、全省初の商品が4種類あり、知的財産権の関連分野が全面的にカバーされている」とのことである。

革新のために保険をかける企業は年々増加しており、昨年、寧波市の保険加入企業は前年同期比13.5%増の574社に達した。そのうち、ハイテク企業や専精特新「小巨人」企業が185社含まれ、全体の約三分之一を占めている。特に、特許出願関連の保険は大幅に増加しており、2022年の知的財産権保険全体の1.6%から2023年には57.8%に上昇した。

(出典：中国保護知識産権網 2024年2月8日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qy/yygl/202402/1984100.html>

★★★3. 江蘇省の専利代理機関が1000社を突破 国内で3番目 ★★★

昨年末時点で、江蘇省の専利（特許、実用新案、意匠）代理機関の総数は1000を超え、1035に達した。前年同比で163の増加を遂げ、広東省、北京市に続き、全国で3番目に専利代理機関が1000を超える地域となった。

この中に617の本部機関と418の支部機関が含まれる。地域別にみれば、760機関が江蘇省の南部に、131機関が中部に、144機関が北部にあり、トップ3都市は蘇州(302)、南京(232)、無錫(123)となっている。また、全省で2990人の専利代理師（弁理士）がおり、その中で2023年に新規登録された専利代理師は426人である。10人以上の専利代理師を有する代理機関の数は57に達している。代理業務からみると、2023年、江蘇省の代理機関が代行した専利出願の中、7万3200件の特許を含む31万8000件が登録された。特許登録件数が1000件以上の代理機関は13あった。

(出典：江蘇省知識産権局公式サイト 2024年2月7日)

https://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2024/2/6/art_75875_11147521.html

★★★4. 上海市知識産権局、シーメンスヘルシニアーズ訪問で交流強化 ★★★

2月2日、上海市知識産権局の楊慧副局長率いる一行が、上海シーメンスヘルシニアーズを訪れ、同社関係者との交流会を実施した。この訪問は、両者間の相互理解と協力の促進を目的としている。

楊副局長は、シーメンスヘルシニアーズの知的財産権業務に関して理解を深めると共に、国と上海市が推進する知的財産権運用の奨励と促進に関する政策を紹介した。また、上海市における外資系企

業の経営と発展を引き続き支援する方針を明らかにし、国内外企業からの意見や提案を積極的に受け入れる姿勢を示した。

一方、シーメンスヘルシニアーズの知的財産権部門の責任者は、中国の知的財産権分野での成果を高く評価し、上海での事業展開に対する市知識産権局の支援に対して感謝の意を表明した。

(出典：上海市知識産権局公式サイト 2024 年 2 月 4 日)

<https://sipa.sh.gov.cn/ywzx/20240204/c17781b27b584b5ba27847489f9b8ac1.html>

★★★5. 安徽省、昨年の知的財産権担保融資が 334 億元 前年比 78.43%増 ★★★

2023 年、安徽省の知的財産権担保融資の総額が 334.09 億元に達し、前年に比べて 78.43%増加し、全国で 5 位にランク入りした。この中で、普及型融資を利用した中小・零細企業は、前年より 81.07%増の 2879 社であった。

安徽省は 3 年前に知的財産権担保融資の普及を目指す特別行動を開始し、知的財産権金融体制の革新を推進し、政府と銀行と企業の協力を絶えず強化し、目覚ましい成果を上げている。過去 3 年間に 1000 回以上の銀行企業マッチング会を開催し、約 1 万社の企業が参加した。3 年間の知的財産権担保融資の総額は 618 億 4600 万元で、融資を利用した企業は 7074 社に上っている。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 2 月 4 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202402/1983986.html>

★★★6. 福建省、外商投資誘致の強化に向けた新政策を発表 知的財産権保護を強化★★★

2 月 2 日、福建省人民政府は「外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見」（以下、「意見」）を発表し、外商投資環境の最適化と投資促進活動のレベル向上を目的とした新たな 25 の政策措置を打ち出した。これらの措置は、外商投資誘致活動の強化に焦点を当てている。

知的財産権の面では、「意見」は、外商投資企業が知的財産権、株式及び関連実体資産による質権融資事業を展開することを支援し、さらに知的財産権証券化投資への参加を奨励している。

行政保護の強化も重要な部分として強調されている。外商投資企業に対しては、特許の予備審査や権利の確認、権利の行使を「ワンストップ」で提供するサービスを活用し、知的財産権紛争の多元化解決メカニズムを完備させることが求められている。

さらに、外商投資企業の知的財産権侵害行為に対しては、断固とした取り締まりが行われる。法執行の「特別行動」を継続的に展開し、地域を越えた、チェーン化した権利侵害行為に対して厳しい取り締まりを行い、企業の合法的権益を保護する方針である。また、外商投資企業の知的財産権を侵害する商品については、適時に調査を展開し、法に基づいた処理が行われる。

(出典：福建省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 2 月 2 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/PnFgWmLfm6hM-bE0bj_9NQ

○ 司法関連の動き

★★★1. JETRO 香港事務所、海南自由貿易港知識産権法院を訪問★★★

日本貿易振興機構（JETRO）香港事務所の知的財産部、島田英昭部長率いる一行が先日、海南自由貿易港知識産権法院（知的財産裁判所）を訪れ、蘇志輝副院長と会談を行った。

蘇副院長は、同裁判所の主な機能や管轄範囲、デジタル経済に関連する新型事件の審理状況、インテリジェント裁判システム、知的財産権に関する臨時救済措置、重点エリアにおける知的財産権司法サービスについて紹介した。これに応じて島田部長は、JETRO 香港事務所の概況や日系企業向けの知的財産権サービスについて説明し、中国側との知的財産権保護に関する意思疎通と交流を一層深める意向を表明した。

この会談には、省高級人民法院司法国際合作処や海南自由貿易港知識産権法院裁判第一法廷の責任者も参加し、意見交換が行われた。

(出典：海南自由貿易港知識産権法院 Wechat 公式アカウント 2024 年 2 月 8 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/BnqnPyaEcCnrBZnLAJGAmg>

★★★2. 大陸部と香港、司法協力を強化する新たな取り決めが発効★★★

1 月 29 日、最高人民法院と香港特別行政区政府の律政司(Department of Justice)は香港でシンポジウムを開催し、両地での民事・商事に関する判決の相互承認と執行に関する取り決めが、同日から発効することを共同で宣言した。この取り決めは、2019 年 1 月 18 日に北京で調印されたものである。

1997 年の香港の中国への返還以来、本取り決めは大陸部と香港間で締結された 6 番目の司法協力に関する取り決めであり、その範囲と意義において最も広範で重要なものとされる。全 31 条からなるこの「取り決め」は、民事・商事案件の判決の相互承認と執行の範囲、判決内容、承認と執行の申請手続き、原審の裁判所の管轄権の審査、承認と執行を認めない状況、救済のルートなどを綿密に規定している。

特に注目されるのは、知的財産権の保護に関する規定である。この「取り決め」は、「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約」(2019 ハーグ判決条約)よりも開放的な立場を採用している。知的財産権事件の管轄基準、知的財産権の侵害に対する懲罰的賠償、営業秘密の侵害に対する非金銭的責任などを明確に規定し、知的財産権の保護を一層強化する動きとなる。

(出典：中国法院網 2024 年 2 月 7 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/02/id/7799855.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 全国の公安機関、昨年に 4 万件の知財侵害と模倣品犯罪事件を摘発★★★

2023 年、全国の公安機関（警察）が「夏季行動」「崑崙 2023」などの特別行動を実施し、知的財産権侵害と模倣品に関連する犯罪に厳正な姿勢で臨んでいた。通年で合わせて 4 万件以上の犯罪事件を摘発し、目覚ましい成果を上げている。

公安部の定めた活動方針に従い、各地方の公安機関はイノベーション促進に焦点を当て、専利詐称や営業秘密侵害など技術関連の犯罪事件を 150 件以上摘発した。模倣品製造販売については、消防器

具、ガス装置、電気製品、建築材料、自動車部品などの模倣品を厳しく取り締まっていた。また、海賊版の教科書や映画、ソフトウェアなどに関わった 1300 件以上の犯罪事件を摘発し、著作権市場の秩序を確実に守るよう取り組んでいた。

各地の公安機関は行政法執行部門との連携強化にも注力しており、事件の手がかりを含む情報の共有、事件の移送、技術的サポートなどの活動メカニズムを通じて、横断的な協力体制と「大保護」局面の構築を推進している。関連部門と共同で実施した一連の著作権保護の特別行動において、150 件の重要事件の摘発に成功したという。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 2 月 4 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202402/1983962.html>

【華北地域】

★★★2. 北京と海南の法執行部門、著作権侵害事件に共同対応★★★

北京市と海南省の文化法執行部門は、1 月 8 日から 14 日にかけて、著作権侵害事件の手がかりに関する共同検証活動を実施した。この活動では、法執行担当者から成る特別チームが北京市内の海淀区、豊台区、大興区、昌平区を実地訪問し、関連する 18 社の企業に対して調査を行った。その結果、5 社で著作権者の許諾なしに情報ネットワークを通じて作品の配信権を他社に授権した行為が確認された。法執行部門は、証拠を収集し、今後これらの事件の処理をさらに進める予定である。

昨年 9 月に北京、青海、海南の 3 地域で「文化市場における総合的な法執行協力に関する覚書」が調印されて以来、これらの地域の文化法執行部門は法執行の協力を深めている。これまでに約 40 の事件の手がかりを共有し、検証を行い、そのうち 7 件について立件し、調査を実施してきた。

この共同検証活動は、地域を越えた著作権侵害への対応と法執行の連携を強化する一環であり、著作権保護と法の適用において重要なステップとなっている。

(出典：国家知識産権戦略網 2024 年 2 月 7 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=54890>

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 北京の外資系研究開発センター、107 か所に★★★

北京市科学技術委員会と中関村管理委員会は、外資系研究開発センターを対象とした今年初の政策宣伝会を近日開催した。この会議には市内の合計 107 社の外資系研究開発センターが参加した。

外資系研究開発センターは多国籍企業の中国現地化戦略の重要な一部であり、イノベーション要素の国境を越えた流動やグローバルな配分を促進する重要な役割を担っている。北京の外資系研究開発センターの数は増加の一途を辿っており、最近の第 4 次審査結果で、医薬・ヘルスケア、情報技術、インテリジェント製造などの分野で 32 か所が新たに認定された。これにより、市内の外資系研究開発センターの総数は 107 か所に達している。

宣伝会において、市科学技術委員会と中関村管理委員会は、「北京の科学技術革新システムに参入する」という外資系研究開発センターの要望に応じ、「レベルアップと拡充の支援、高水準の科学技

術革新の実施支援、研究開発の利便性向上、全方位的な要素保障の強化、サービス業務体系の整備」の五つの側面から、16の具体的な支援措置を詳しく解説した。

(出典：北京市政府公式サイト 2024年1月17日)

<https://open.beijing.gov.cn/html/kfdt/sddt/2024/1/1705559149319.html>

○ 統計関連

★★★1. 中国の農業植物新品種が3万件突破 自主的育成品種が9割以上★★★

中国農業農村部（MARA）は、種子産業振興行動の推進に伴い、種子に関連する知的財産権の保護を強化している。1997年に植物新品種保護制度が確立されて以降、農業植物新品種権の申請件数が7万6914件に達し、登録件数が3万件を超えている。この中で、自主的な育成品種は約94%を占め、「源」からの食糧安全の確保に寄与している。2月5日、農業農村部関係者が明らかにした。

農業農村部・植物新品種保護弁公室の責任者によると、2023年は改正「種子法」施行の3年目であり、種子産業振興行動の3年目でもある。この3年間、各地方と各部門は国の種子産業振興に関する方針を徹底し、様々な措置を講じて種子産業の知的財産権保護を確実に推進し、新たな成果を上げている。一連の施策により、種子産業における知的財産権の「大保護」局面が初歩的に構築されたという。

(出典：中国保護知識産権網 2024年2月7日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zwxpz/202402/1984072.html>

★★★2. 中国知的財産権証券化市場、規模が300億元を超える★★★

2月2日に発表された「中国知的財産権証券化青書（2023）」によると、2023年12月31日現在、中国全土で知的財産権証券化製品の発行規模が300億元を超えたことが明らかになった。この青書は、北京智慧財富知的財産権金融研究院によって作成され、国内外の知的財産権証券化の現状や中国におけるその模索と経験、さらに今後の発展方向について詳細な分析と提案がまとめられている。

青書の分析によると、2023年12月31日時点で、中国全国で知的財産権証券化製品が累計150件発行され、その規模は333億4200万元に達している。2023年だけで、全国で49件の知的財産権証券化製品が発行され、その規模は86億9400万元である。昨年までには、全国で累計16件の知的財産権証券化製品が一括登録され、登録規模は159億4700万元に達した。

これらの数字は、中国における知的財産権証券化市場の成長と発展を示しており、今後の経済発展において重要な役割を果たすことが期待される。

(出典：中国保護知識産権網 2024年2月4日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202402/1983967.html>

★★★3. 中国サービス貿易、2023年に過去最高を記録 知識集約型サービスが牽引★★★

中国商務部サービス貿易部門の責任者が2月1日に発表した内容によると、2023年、中国のサービス貿易は安定した成長を続け、規模は過去最高を更新した。年間のサービス輸出入総額は6兆5754

億 3000 万元に達し、前年比 10%の増加を記録した。輸出は前年比 5.8%減の 2 兆 6856 億 6000 万元となった一方で、輸入は前年比 24.4%増の 3 兆 8897 億 7000 万元に上り、全体として 1 兆 2041 億 1000 万元の赤字となった。

特に注目されるのは、知識集約型サービス貿易の顕著な成長である。2023 年、このセグメントの輸出入総額は 2 兆 7193 億 7000 万元に達し、前年比で 8.5%増加した。輸出額は前年比 9%増の 1 兆 5435 億 2000 万元となり、中でも保険サービスの伸び率が最も高く、67%に達した。一方、輸入額は前年比 7.8%増の 1 兆 1758 億 5000 万元で、個人・文化・娯楽サービスが 61.7%と最も高い伸び率を示した。知識集約型サービス貿易の黒字額は 3676 億 7000 万元となり、前年比で 423 億 5000 万元の拡大を見せた。

(出典：中国政府網 2024 年 2 月 2 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202402/content_6929572.htm

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます (※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved